

物産観光展示室及び附帯施設管理運営業務仕様書【別添2 福岡県アンテナレストラン展示入替業務詳細】

1 業務内容

(1) 展示品借用に関する産地との連絡調整

ア 展示品の選定

- ・県及びレストラン運営業者と協議の上、伝統工芸品（「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）第2条により指定された福岡県内の伝統的工芸品及び「福岡県特産工芸品等指定要綱」第2条の規定により指定された特産工芸品等）等の中から展示品を選定し、産地組合又は生産者と展示に係る交渉及び依頼を行うこと。
- ・選定品目数は、入替1回あたり15品目程度とすること。
- ・レストランの環境（料理の香りが発生する等）を考慮し、展示可能なものを選定すること
- ・新商品や受賞作品など、伝統的な作品からモダンな作品まで幅広く選定すること。
- ・季節ごとの食フェアやレストランで開催する観光イベント等にあわせた展示品を選定すること。

イ 借用

産地組合又は生産者と展示品借用に係る調整、手続きを行い、借用費を支払うこと。

但し、受託者と産地組合又は生産者の間において合意した条件については、この限りでない。

ウ 梱包・集荷

運搬に必要な梱包資材を用意し、運搬作品を梱包すること。

- ・展示品借用から運搬まで集荷に期間を要する場合は、集荷場所として、展示品の保管に留意した場所を確保すること。

エ 産地との連絡調整

その他、必要に応じて、産地と連絡調整を行うこと。

(2) 運搬

- ・展示品は、(4)記載の保険をかけた上で宅急便又はこれに準じた方法により運搬すること。
- ・展示品梱包方法は産地組合又は生産者と協議して決定し、必要な梱包材を準備すること。
- ・運搬に際しては、出品者と綿密な打ち合わせを行い細心の注意を払い、作品管理に万全を期すこと。

(3) 展示・入替

ア 入替回数

2回（7月、1月を想定）

イ 展示テーマ

受託者は各展示回のテーマを提案し、県と協議の上決定すること。

ウ 展示

展示品は必要に応じて、紐で固定する等、事故防止の措置を行うこと。

エ キャプション・パネル等の作成

- ・各展示品について、日本語及び英語によるキャプション・パネルを作成すること。

- ・キャプション・パネルは、福岡県や産地への誘客を図るため、工芸品や産地の紹介、製作者の思い、購入情報、ホームページ URL 等の原稿を作成し、来場者の関心を引くデザインとすること。

オ 記録写真撮影

展示品の劣化・破損等の有無を把握するため、入替完了後及び展示期間終了後に、各展示品の展示状況がわかる写真を撮影し、10日以内に報告書（任意様式）を県に提出すること。

カ 撤去・返却

展示品を安全に撤去し、必要な梱包を行い出品元に返却すること。

キ 展示入替の時間

レストランの営業に支障が生じない時間帯に入替作業を行うこと。

ク その他

レストラン内に、目玉となる伝統工芸品の展示を通年で行うこと。（年度途中での展示入れ替えは可。）

（4）保険

- ・展示品の評価額を算出した上で、各評価額に応じ、本業務に必要な損害保険に必ず加入すること。
- ・展示品の運搬中の盗難や破損などにより、評価額以上の責任が発生した場合は、発生原因等を明らかにした上で別途協議することとする。

（5）リーフレット作成・配布

展示品の入替完了後、概ね10日以内に展示工芸品を紹介するリーフレットを作成し、レストラン内において配布すること。

（6）アンケート集計

県又はレストランが実施する福岡県の工芸品に関する来場者向け認知度アンケート調査の集計等に協力すること。

（7）その他提案に基づく事業

当事業の目的に沿ったもので、上記以外に効果的と考える提案があれば、別途提案すること。提案された内容については、協議の上実施を決定する。

3 報告書及び成果物の提出

業務完了時に、以下の報告書及び成果物を提出すること。（いずれも電子データを含む。）

- ・委託業務完了報告書 1部
- ・撮影した写真（データ）1式

4 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるよう、十分精査すること。
- (2) 受託者は契約後、速やかに受託業務の工程表を作成し、提出すること。
- (3) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (5) 受託者は業務実施に当たって、情報の漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (6) 受託者が本業務委託により制作したデータや写真、イラスト、文章等の著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- (7) 委託料の支出内容について、帳簿や証拠書類を整備し、業務完了年度から起算して5年間保管すること。
- (8) 国および県が実施する調査等に協力すること。
- (9) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議の上業務を進めるものとする。

5 その他

- (1) 本業務実施にあたって必要な費用は受託者が負担すること。
- (2) 本業務実施に当たっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。